

1. 件名：高浜発電所3号機及び4号機の運転上の制限の逸脱についての面談

2. 日時：令和4年10月31日(月) 16時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 3階ERC方針決定室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

近田係長

原子力規制部実用炉監視部門

小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官

原子力規制部検査監督総括課

田邊、山田

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社マネージャー、他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所3号機の非常用ディーゼル発電機に係る高浜発電所3号機及び4号機の運転上の制限の逸脱について、資料をもって説明を受けた。また、当該事象発生原因については、今後詳細調査を行う旨の説明を受けた。

(2) 原子力規制庁は、状況が判明次第連絡するよう指摘した。

6. 配付資料

・高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

※ 高浜発電所保安規定では、高浜発電所3号機（モード1～4）において、ディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められており、また、高浜発電所4号機（モード1～6）において、高浜発電所3号機のディーゼル発電機2基が動作可能であることが求められている。